

静岡県告示第306号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域を次のとおり変更する。

については、同法第7条第2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

令和2年4月7日

静岡県知事 川勝平太

市 町	農業振興地域の区域
焼津市	平成23年静岡県告示第327号により指定した農業振興地域の区域から次の面積の赤色部分（34.5ha）を加えた区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を静岡県経済産業部農地局農地利用課及び静岡県志太榛原農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）